

第2節 教育課程と点字学習指導

1 教育課程と点字学習指導計画

一般に教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことである。また、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、幼児児童生徒の個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導によって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。すなわち、自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければならない。

また、視覚障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導に当たって必要とされる指導上の配慮事項として、特に点字を常用する児童生徒には、点字表記法の系統的な指導や点字の読み書きを速くする指導は大切であり、適切に指導する必要がある。したがって、本書の各章に記載されている点字学習指導を適切に行うためには、点字学習指導計画をこの教育課程に明確に位置付けることが大切である。

点字学習指導計画の作成に当たっては、盲幼児児童生徒の発達や障害の状態及び学習上の環境条件などを十分に考慮した上で、指導目標、指導内容、指導時数等を設定する必要がある。その際、特に、次の観点から具体的に検討することが重要である。

- (1) 情緒の安定及び身体的健康の状態
- (2) 触運動の統制能力の発達水準
- (3) 触覚的認知能力の発達水準
- (4) 言語行動の発達水準
- (5) 適切な教材・教具の活用と指導法

これらの観点から盲幼児児童生徒の実態が正しく把握され、よく準備されている場合には、的確な学習指導計画の作成が可能であり、その指導においても盲幼児児童生徒が意欲をもって学習に取り組むことができる。以

下、盲幼児児童生徒の発達の段階や障害の状態に即した点字学習指導の在り方について主な配慮事項を述べることにする。

2 幼児期における点字学習指導

幼児教育においては、生きる力の基礎を育むために、さまざまな資質・能力を一体的に育むことが必要とされている。視覚に障害のある乳幼児の場合には、日常生活において、さまざまな物を認知したり、区別したり、空間を整理したり、移動したりするための力を身に付けるための指導事項を取り上げることが大切である。

視覚に障害のある乳幼児が身に付ける力の中で点字学習のレディネスとして大切なのは、能動的探索や手指の操作技能や触覚的認知能力の発達を促すことである。したがって、点字学習の基礎指導として、人との関わりや自発的探索を促すこと、適切な教材・教具を用いて触運動の巧み性を高めることを通して触運動の統制や触空間の形成、さまざまな物の弁別や形の認知を促すための個別指導が系統的に行われるようにする必要がある。

なお、盲幼児の場合、音声言語の発達に比べ、触覚による事物の認知の発達に遅れがみられることがあり、音声言語を使用しているのに、発達の初期的なレディネスが定着していないことがよく見受けられる。したがって、指導計画の作成に当たっては、このことに留意してレディネスの発達水準を的確に把握することが大切である。

触運動の統制を学習する際に必要な教材・教具としては、基本的に刺激の位置、方向、順序を、上肢や手指の操作を通して認知できるものが望ましい。これらは、学習段階に応じて選択されるわけであるが、この目的にかなった教材・教具は一部を除いてあまり市販されていないので、教師が自作するなどの創意工夫が必要である。

就学前の盲幼児の場合、文字としての点字記号の読み書きができなければならないわけではないが、日用品等に点字ラベルを貼るなど、生活環境に点字を導入し、関心がある場合には、部分的に指導することは可能である。例えば、点字によって表記された自分の名前を覚えることによって、点字への興味・関心が高まり、言葉が音で成り立ち、文字と音が対応する関係にあることに気付くなどして、日常生活の中で部分的に点字を活用することは言語活動を拡充させるのに役立つ。

幼稚園の教育要領では、「遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字

などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。」
「先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。」（平成29年4月告示 特別支援学校幼稚部教育要領第1章総則第3の3（8）（9）、平成29年3月幼稚園教育要領第1章総則第2の3（8）（9））及び「数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。」「幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。」（幼稚園教育要領総則第2章ねらい及び内容の環境3の（5）、言葉3の（5））としている趣旨を踏まえて、この段階では、点字学習指導の重点を点字学習のレディネスの形成の充実に置くようにする。点字が必要であるから、できるだけ早く点字を指導するというような発想で、実態を無視した指導を行うことがないようにしなければならない。

3 小学部・中学部・高等部における点字学習指導

小学部・中学部においては、既に幼稚部などにおいて形成された点字学習のための基礎能力を踏まえ、言語指導としての点字指導を行うが、その指導の中心は国語科である。国語科では、点字指導の全体的な課題のうち、読み書きの能力を養うことが主なねらいとなっている。弱視の児童生徒と同時に学習する形態の場合は、点字特有の仮名遣いや分かち書き（第4章第5節参照）などの系統的な指導が実施しにくいことがあるので、指導方法の工夫・改善に留意する必要がある。

従来調査研究等によれば、読指の操作の基本的な習慣はおおむね小学部第3学年で完成し、正確に読む態度は小学部第6学年で完成するとされている。また、触読の発達は小学部第1学年から第2学年、中学部第1学年から第2学年にかけての段階で飛躍的な伸びがみられ、学習開始後ほぼ10年間は継続的な発達を示すといわれている。さらに、言葉の表記については小学部第3学年から第4学年にかけての発達が、基礎的な分かち書きでは小学部第3学年段階までの発達が顕著であるとの報告もある。しか

し、最近の盲児童生徒の実態は必ずしもこのような傾向を示すとはいえない。盲児童生徒一人一人の点字の読み書きの能力の発達は多様であり、学習期間によって到達度を予測することは困難である。

点字学習指導において、特に注意しなければならないのは、小学部低学年での点字学習により一応の点字の読み書きができるようになると、その後の指導が不十分になる傾向があるということである。点字の読み書きの基礎・基本の指導が終了した後も、望ましい両手読みの指導や正確な分かち書きができる表記能力を養うなど、繰り返しと確認による系統的な指導が大切である。そのためには、教師が盲児童生徒一人一人の点字を読む手の使い方や作文などを常に点検して必要な指導事項を確認し、それぞれの実態に応じた指導計画を作成することが必要である。また、それを裏付けるための教師の点字学習指導に関する知識が求められるのである。

なお、国語科以外の教科での点字学習指導の内容としては、小学部では算数、理科、音楽等の記号、中学部、高等部では数学記号、理科記号、点字楽譜、外国語（縮約を含む。）および情報処理用記号を挙げることができる。これらの各種の記号や符号等の指導は、それぞれの教科での学習指導において重要な位置を占めるが、他の教科又は日常生活においても発展や応用ができるように留意する必要がある。

次に、点字学習指導に関連して留意すべきことは、語の書き表し方や語句の区切り方を指導する際に、漢字・漢語との対応や墨字の表記法との関係などについて盲児童生徒の実態を考慮して適切に扱うようにすることである。このような指導を行うことは、点字特有の表記法をより深く理解することに結び付くとともに、点字と墨字との表記の知識を身に付けることにもなるのである。

また、最近は読書の方法が多様化し点字図書を読む機会が少なくなり、点字を読む速さに伸び悩みがみられるのではないかという指摘がある。読むことは情緒の安定をもたらし、思考力の発達などを促すものである。したがって、点字の触読の機会を増やし、点字を読む速さを増すような工夫と配慮が必要である。

4 中途視覚障害者の点字学習指導

視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下、「特別支援学校（視覚障害）」という。）には学齢期に視覚活用ができなく

なった盲児童生徒から、専攻科には壮年期に失明した生徒も在学しており、その年齢幅は極めて大きい。さらに、学年の進行とともに中途視覚障害による入学者が多くなる傾向がみられる。中途視覚障害の盲児童生徒が視覚を活用することができなくなったショックから立ち直り、再び学業に取り組むためには、一日も早く点字に習熟することが有効である。そのための指導計画としては、まず、自立活動の時間を中心としてできるだけ早期に集中的、継続的な点字学習指導の基礎ができるようにすることである。しかし、視覚障害の原因や時期などによって盲児童生徒の心身の状態が不安定な場合は、単に机上の学習活動のみに注意するだけではなく、生活全般を見通して心理的な安定や身体的な健康の状態を慎重に見極めながら点字指導を進めることが大切である。

実際の指導に際して、特に留意すべきことは、盲児童生徒の精神発達や言語発達に即した教材を選択し、導入することである。例えば、高等部の生徒に対して、容易に入手できるからといって小学部低学年向けの用語例を教材に使ったりすると、その内容が易しすぎるために学習意欲を阻害する場合がある。また、専攻科で学ぶ生徒には学齢期を大きく越えた者も在学している。例えば、糖尿病性網膜症などの場合には、触覚機能が低下していることが多いので、マス間や行間を広げたり、点の直径や高さ、点間などを大きくするなどして、それぞれの実態に応じた教材を活用して点字の触読の導入期の指導を行うことが重要である。

5 重複障害児の点字学習指導

盲幼児児童生徒が視覚以外の障害を併せ有する場合については、第2節1「教育課程と点字学習指導計画」で述べた通り自立活動を取り扱うことを前提とすることを踏まえ、各学校の特色や盲幼児児童生徒の実態に応じて、弾力的な教育課程を組むことができる。(以下、本書では、知的障害を併せ有する者を「重複障害児*⁵」という。)その上で、例えば、生活において、さまざまな物を認知したり、区別したり、空間を整理したり、移動したりするなどのために資質・能力を育む必要がある。その内容は、人間としての発達過程における初期行動から言語行動の確立を目指した触運動の統制、触空間の形成、記号操作の基礎など、それぞれの指導を挙げることができる。これらの指導の展開に当たっては、自立活動の内容の特定領域に偏らないように留意し、点字学習に必要な内容を有機的、総合的に

関連付けて系統的な指導計画を作成することが大切である。これらの指導の中で、点字学習のレディネスが形成され、点字への興味・関心が高まった盲児童生徒に対して指導をすることが望ましい。

重複障害児に対する点字学習指導においては、点字学習のレディネスの形成を促す指導から実際に点字学習を始める過程において、教師や保護者の判断や考え方が一致しない場合がある。これは、盲児童生徒の点字学習のレディネスが整っているのか、学習の到達度をどこまでとするのかなどについての判断や考え方の相違によることが多い。重複障害児の場合、その実態によって学習の到達度や点字の活用内容が異なる。到達度としては、点字模型、シートにかかっている点字、清音の文字などが読める場合や、マスあけに注意して文章が読める場合もある。活用内容も、物の弁別に役立てるラベルとしての点字から文章を読む場合まで幅広くある。したがって、重複障害児に対する点字学習指導については、盲児童生徒の多様な実態に応じて慎重に対処することが重要である。特に学習や行動のレディネスや心身の発達の状況を見極めて指導目標や指導内容を設定し、指導方法を工夫しながら、長期的な見通しの中で無理のない指導を展開する必要がある。

6 指導方法の弾力的な取扱いと指導事例の蓄積・共有

点字学習指導の方法には、唯一絶対というものはなく、盲児童生徒の発達の段階や実態に応じて適切な指導方法を検討することが大切である。特に、言語能力や触覚的な認知能力などの心理的な特性、点字学習への意欲や態度などの個人的要因によって、指導の順序、開始時期、教材の内容・程度の取扱いなどを工夫・改善する必要がある。本書に示した指導方法は、基本的、原則的なものであるので、実際の指導に当たっては、その修正や別の展開が必要な場合も考えられる。したがって、本書の内容を出発点としながら、個に応じた適切な指導方法等の開発に努めることが重要である。

また、近年の特別支援学校（視覚障害）では幼児児童生徒の在籍数は減少傾向で推移している。このため、点字学習指導を必要とする対象児が減少し、その指導経験を有する教師も少なくなっている現状である。加えて学びの場が多様化する中、各圏域において特別支援学校（視覚障害）に求められる「センター的機能」を発揮するには、指導事例を蓄積・共有して、今後の視覚障害教育に活かす工夫が求められている。